

(法第28条関係「前事業年度の計算書類(計算書類の注記)」)

財務諸表の注記(1/2)

1. 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)による。

- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
棚卸資産の評価基準は、原価基準により評価方法は総平均法による。令和4年度は該当なし。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定率法で償却をしています。令和4年度は該当なし。
無形固定資産は、法人税法の規定に基づいて定額法で償却をしています。令和4年度は該当なし。
- (3) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込経理方式による。
- (4) 引当金の計上基準
引当金無し。
- (5) ボランティアによる役務の提供
ボランティアによる役務の提供は、「7.活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳」として注記。
- (6) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上する。令和4年度は該当なし。
また計上額の算定方法は7.施設の提供等の物的サービスの受入の内訳に記載。

2. 事業費の内訳

事業費の区分は別紙のとおり。

3. 固定資産の増減内訳

(単位:円)

| 科目 | 期首取得価額 | 取得 | 減少 | 期末取得価額 | 減価償却累計額 | 期末帳簿価額 |
|----------|--------|----|----|--------|---------|--------|
| 有形固定資産 | | | | | | |
| 什器備品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 無形固定資産 | | | | | | |
| ソフトウェア | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 投資その他の資産 | | | | | | |
| 敷金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

4. 借入金の増減内訳

(単位:円)

| 科目 | 期首残高 | 当期借入 | 当期返済 | 期末残高 |
|----|------|------|------|------|
| なし | 0 | 0 | 0 | 0 |

5. 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通り。

(単位:円)

| 科目 | 財務諸表に計上された金額 | 内、役員との取引 | 内、近親者及び支配法人等との取引 |
|---------------|--------------|----------|------------------|
| 100万円以上の取引は無し | | | |
| | 0 | 0 | 0 |

6. 施設の提供などの物理的サービスの受入の内訳

(単位:円)

| 内容 | 金額 | 算定方法 |
|----|----|------|
| なし | 0 | なし |

(法第28条関係「前事業年度の計算書類(計算書類の注記)」)

財務諸表の注記(2/2)

7. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳

(単位:円)

| 内容 | 金額 | 算定方法 |
|----|----|------|
| なし | 0 | なし |

8. 使途等が制約された補助金寄付金等の内訳

使途等が制約された補助金寄付金等の内訳(正味財産の増減及び残高の状況)は以下のとおりです。
当法人の使途が制約されていない正味財産は211,145円です。

(単位:円)

| 内容 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 備考 |
|----------------------|------|---------|---------|------|---|
| 市民提案型協働支援事業補助金 | 0 | 50,000 | 50,000 | 0 | おうしゅう無料塾2022・冬(2023年11~12月)に使用 |
| 奥州市歳末たすけあい運動地域福祉活動助成 | 0 | 50,000 | 50,000 | 0 | フードパントリー(2022年12月16日)に使用 |
| 奥州市子どもの居場所整備事業補助金 | 0 | 57,472 | 57,472 | 0 | 補助金の総額は500,000円、当期増加額との差額は442,528円は、前受寄付金補助金等として貸借対照表に計上する。 |
| 合計 | 0 | 157,472 | 157,472 | 0 | |

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分。令和4年度は該当なし。
- 現物寄附の評価方法
現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額による。令和4年は該当なし。